

日本の欺瞞!!! = 私の全判決ともインチキ!!! = 職権濫用!!

民事65、刑事72の私の各判決とも訴えを根拠無く無視して棄却している。

具体的には、訴えた超高度の犯罪性を無視している。

それでは犯罪は全て摘発できないことは自明過ぎる。

だからこそ、私への非人へイトの輪としか説明できない。

なお各判決書に記載された私の訴えは嘘なので、私の真の訴えと比較する必要がある。

Case-Listは各事件の焦点である。 民事訴訟はCivil-Action-List、刑事訴訟はCriminal-Action-Listに有る。

事件毎にG(私の真の訴え、My-Genuine-Appeal)とJ(判決、Judgment)のリンクを並べている。

CVは民事、CRは刑事の略である。 例えば、CV01GとCV01J, CR01GとCR01J。

国連人権理事会の裏切り!!! = 私の二度の通報を無視!!! = 条約違反!!!

2018と2021、いずれも106. of HRC resolution 5/1に基くものである。 (N事件とN2事件)

● A 警視庁が私の被害届を無視し、脅迫目的で叔母を殺害

歴史的巨大不祥事

天文学的に超高度の蓋然性

1★ 警視庁が回答期限付きの私の被害届を無視した(当然の法令違反)。 (1/100000000)

この 20090118 付被害届は書留郵便で警視庁本部に 20090120 に配達された。 内容は不買運動や危険運転などの迫害の摘発の要請であった。

(3 頁)★タクシー営業での日常的な顔パス(つまり挙手した乗客の逃亡)は超稀有な現象のはずなのに、私だけ毎乗務 10 回以上起きた。会社の売上の連動下落

(5 頁)★①私の出番日と連動して会社の平均売上が 10% 以上も落ちる現象(2 年以上)や、★②常に超低実車率も不買運動を裏付けていた。 ★不都合な真実

(冒頭頁)★肖像権の侵害に基づく営業妨害、「一億人の犯罪」としか説明が付かない。 会社の平均売上は退社時(2009 年)は入社時(2006 年)より約 4 割も減少した。

★首都圏の 20 万台のタクシー、ひいては夜の街全体が巻き添えとなっていた。 私の出番日との重複を避けようとする乗務員が殺到し、各社は運営に困り、社会問題化しかけた。

やがて包囲網が直帰(引き籠り)運動を展開したことにより、首都圏の夜の街が大不況に陥った。 当時の日本の GDP にも影響した筈である。 この逆恨みによる殺人か?

(14 頁)高速道路への合流妨害や、(19 頁)対向車の幅寄せは、むろん、超危険運転である。

2★ その被害届の回答期限当日 20090220 朝、私の叔母が変死した。 (1/10000) ★真相は当然に殺人。 確率的に偶然には重なり得ない。

被害届が無視できない内容であったこと、回答要請を明記していたこと、明白な法令違反なので有り得ない選択であること、などから、①警視庁の私への何らかの害意を暗示していた状況にあって、ま

さしくその被害届の回答期限当日の変死によって、害意の内容、つまり「先の被害届を忘れなければ、この叔母のようにお前も殺すぞ」が明かされた恰好であること(同様の設定のドラマも多い)。

3 20090225 頃、主要マスコミ等が私の告発メールを一斉に無視。 (99.99%)

4 20090303 午後、東村山警察署でサワダ刑事に真相究明を訴えたのに、その後面会事実を否認。 (99%)

5 ★ 捜査や公判の不審点が多数。 (99.99999%) 現場は国道 17 号の与野公園向いのレッドバロン脇の細い辻。

①★★現場の手前は飛び切り見通しの良い長い直線なので、ずっと視界に入っていた叔母を見落とす余地が無い、②★司法解剖の実施された経緯「(検事)他殺か病死の疑い」、③★★★逮捕の決め手となったビデオを公判の証拠に出さなかった不審)、④交通事故の物証が一切無い、⑤★★★殺意の疑いに触れない公判、など。

6 警視庁が 20160606 付の内容証明を無視。

▼その他の嘘

★一審が 1 年以上も訴状を送達せず!!!

★国連答弁への背信にあたる反射的利益論!!!

①殺人罪、②脅迫罪

● A II 埼玉県警が A 事件の殺害を交通事故に偽装

天文学的に超高度の蓋然性

①★★見落としの不審。 現場の手前は飛び切り見通しの良い長い直線なので、ずっと視界に入っていた叔母を見落とす余地が無いこと。 (映像)

②★司法解剖の実施された経緯の不審。 「他殺か病死の疑いが有るので解剖させてほしい」との検事の遺族への発言。 (反訳書)

③★★逮捕の決め手となったビデオを公判の証拠に出さなかった不審。 (新聞記事)

④★★★殺意の疑いに触れない公判。 刑事裁判とは? (起訴状と判決書)

要するに、捜査の途中から隠蔽に切り替えたと思われる。 交通事故の物証が一切無いことから交通事故であったことすら疑わしい。 例えば複数犯による舗道上の撲殺。

▼その他の嘘

★★★一審が不法行為 1 (偽装)を脱漏したのに二審三審も無視した!!! これは残り4つの不法行為の前提だから致命的瑕疵。

差戻しか無効しか有り得ないのに棄却!!!

★★20160606 内容証明郵便の受領を否認した!!! 原紙を出さなかった私のミスに乘じ。 でも配達証明は有るのに? ①殺人罪、②脅迫罪

● B 無意識下の至近距離対面発砲と死骸

一連の組織的脅迫

(99.99%以上)

(1)★ 20150111、見知らぬハンターが私の畠に忍び込み、私の無意識下で、至近距離31mから、ほぼ対面で、発砲した。

★★★この発砲は目の前の私の存在を無視している。 露骨な非人扱い。 しかも群馬県警沼田警察署は「シカを狙ったから正当」の一点張り。 銃刀法の趣旨を無視。

以下の違法性は、警察として当たり前であり、また、前例が無いほどの統計的希少性は、公知の違法性の証明である。 また銃の向きもシカの存在も発砲者の供述の鵜呑みである。

1 狩猟法違反 至近距離であることから、38 条 3「弾丸の到達するおそれのある人」に当ること

2 殺人未遂罪 無意識下の轟音によるショック死を狙った疑い

3 暴行罪 無意識下の轟音という、音波(物理力)による身体への直接攻撃であること

4 侮辱罪 無意識下の轟音、至近距離、私の畠に侵入など、私の存在を無視した傍若無人な振舞であること、また、周囲で仲間 3 人がこの発砲を公然と見つめていたこと

5 自律権の侵害 無意識下の轟音、至近距離、無断、私の畠

6	静穏権の侵害	無意識下の轟音、至近距離	音量の統計データが有るはず
7	脅迫罪	私の存在を無視している点から、「このようにお前を消すぞ」との無言の脅迫。	脅迫の告知が無い点に「銃器による脅迫に言葉が必要か?」の抗議も無視。

(2)★ 20150126 の朝、私の通り道に、夥しい血痕 烏の大群で騒然。 (1/100)

当該発砲からわずか2週間後に、現場からわずか200mの場所で、誰が、何の為に、残渣放置と承知の上で、通り道まで20mも猪の死骸を運んで、解体したのか?

鳥や獣には通り道など関係ないのでハンターが獲物を捌いた結果と思われる。

また、元々死骸が在った処(通り道から北に20m)で捌くのが自然であり、敢えて持ち出す必要が無く、また、この20m間には血痕が無かった点が、極めて不審。

更には、こうした血みどろの光景を、一般人の目に晒すことは、現場が公道だからこそ、残渣放置規則違反なのであり、それを承知しているはずのハンターが、何故、敢えて?が、極めて不審。

以上から当然に、★当該発砲との関連に因る、「この猪のようにお前を殺すぞ」との無言の脅迫である。 以後警察は、当該発砲との関連をひたすら無視し続ける。

(3)★ 20150126 の夕方、私の通り道に、2匹の小猪の死骸 (1/100)

場所もタイミングも前項とほぼ同様の不審。 加えて、黒岩警官の現場検証からわずか2時間後。 死骸が急に動き出す不審。 検証時より1匹増えた不審。

(4)★ 20150327 の朝、私の通り道に、大猪の毛皮 (1/1000000)

場所は前項とほぼ同様の不審。 カラスや獣はなめし革状にはしないし、通り道上なので人為現象は間違いない。

そもそも置き去りにする理由(感染症等)は有ったのか? 無いなら残渣放置だし、有ったのなら、腐乱したその問題の有る死骸を今更捌いて何になるのか?

(5)★ 当該グループによる執拗なつきまといや威嚇発砲 20150221 リーダーの高橋和俊のつきまとい映像 (1/100)

①私の散歩の帰途に後から現れたこと(常時監視による待ち伏せ) なお彼は私の近隣の今井育男の従兄であり、育男の経営する今井組の社員である。(D.I.事件の村八分との関連)

②夕暮れなのにハンターの装備(もう発砲できない時間帯) ③その場所で車を降りる必然性が無い(400m先のダムの釣り人への用事)

(6)★ 私の身辺での執拗な禁猟期間中の威嚇発砲 (録音)

(7) 私の身辺での日常的な発砲音 銃声に似た、爆竹花火のような音。 再生音? 誰が、何の為に? 音源に近づくと必ず止む。

(8) 私の身辺での日常的なハンターの合図の声 深夜の自宅の周りが多い。

▼その他の嘘

当該発砲は目の前の私の存在を無視している。

以後は当該発砲との関連性をひたすら無視。

★この判例によって目の前ズドンが横行する。

●C 私の居眠り中の屋内侵入 自分の筆跡の経験則を無視 (100%)

20170405の夕方、ゆうパックの再配達待ちの間に、玄関近くで施錠もせずに居眠りをした。

20:30頃、目が覚めると、ゆうパックが私の顔の横に有った。 むろん、再配達を受けた記憶は無い。 なおこの日も少し晚酌していたが、その程度では記憶は失わない。

また、再配達後は直ぐに破棄する習慣の不在時連絡票が残っていた。 また、転げ落ちそうな場所に物を置いたままでは寝転べない。

したがって再配達員の無断侵入に相違無い。 「我々はこのように、いつでもお前の不意を突けるのだぞ」との無言の脅迫の意図である。

20170406の午後、再配達員の月夜野郵便局の齋藤佳之と通話したところ、「貴方(今井豊)が炬燵の上のボールペンで自らサインした」と供述したが、この通話中に確認したところ、その3色ボールペン

は青色にセットされていた。 他にサインできるペンは無かった。 経験上、ほぼ必ず配達員がペンを差し出す点からも、虚偽に相違無い。 ここで犯行を確信し、現場検証を手配した。 「現場検証に必要なので、当該配達証を今すぐ持参してほしい」と要請したところ、沼田郵便局の大藤一也副部長は、「一旦回収した物は絶対に外に持ち出せない規則である」(虚偽)と断った。 やむなく20170407の午前、沼田郵便局で当該配達証の現物を求めるに、私の筆跡ではなく、しかも黒インクだった。 特に筆圧と筆順が違う。 なおこれも無断のカラーコピーだったと後に判明。 沼田郵便局から沼田警察署に通報し、牧島、松本ら4人の警官が来た。 ★私文書偽造および同行使罪と住居侵入罪と脅迫罪を訴え、筆跡鑑定を求めた。

焦点 ・私本人の筆跡相違の確信(1/100) ・供述とのインクの色の相違(1/100) ・配達証に私の指紋が無い(1/100) ・大藤一也の嘘(1/10) ・沼田署の露骨な隠蔽(1/100000000) ・口外したことの無い他社での同体験を知っていたこと(100%)

★被告郵便局の二つの隠蔽行動 ①原紙の閲覧を要求した私に無断でカラーコピーを交付 → 欺罔による犯人隠避 ②訴訟中に当該配達証原紙を廃棄 → 証拠隠滅

▼その他の嘘

★筆跡鑑定無しに全ては私の気のせい ★自分の筆跡の経験則はサイン社会の前提。 ①住居侵入罪、②脅迫罪、③私文書偽造罪、④同行使罪、⑤犯人隠避罪、⑥証拠隠滅罪

● C IV ヤマト運輸配達員の留守宅内侵入

C 事件やD II 事件の模倣犯 (99.99%以上)

20200503 16:30頃、ヤマト運輸・群馬水上センター・入澤雄一が、私の留守宅内に月次請求書を置き去った。 以下の通り、必然性や正当性が無い。

①従来は屋外の郵便ポスト、 ★②正規の取扱である筈が無いこと、 ★③両玄関扉に「立入禁止」と大きく明示していたこと。 よって、「我々はこのように、いつでもお前の不意を突けるのだぞ」との無言の威力脅迫としか説明できない。 ①住居侵入罪、②脅迫罪

● D I 公然たる村八分や名誉棄損と有り得ない威力行動

(99.99%以上)

1 2度の村の総会での発言妨害や暴言

非人扱いの害意の表示であり、甚だしく信義則違反

★A 私が発言中に帰宅 発言の自由を無視。 従前の村人関係を一気に壊す。 小林時雄、鈴木通夫、鈴木政治 (1/100)

★B 私の発言を妨害 鈴木通夫の「それはここでする話ではない」旨の37回の無根発言と、最後の「はあいや、帰るべえ。」との身勝手な打切りの煽動によって皆が帰宅。 (1/100)

★C 私が発言中に、後回しにするよう煽動 (石井恵子)「民主主義だったら、総会の議題より後回しにすべき」 (1/100)

★D 私が発言中に、閉会するよう煽動 石井恵子、鈴木政治、鈴木和男 (1/100)

★E 皆で当たり前のことを見ぬく B 事件とC 事件の事例紹介 身近な危険を無視 近隣住民として有り得ない反応

★F 私が注意したそばから模倣発言 (石井恵子)「それはここでする話ではない」旨 石井恵子が鈴木通夫を模倣 ★超敵対的 (1/10000)

2 ★20190316の行事を、被告予定の4人が揃って欠席。 ★知り得ない情報

たった2日前の20190314に提出した訴状は確実に未送達なので、情報源は★常時監視か、★裁判所からの漏洩しか無い。

20世帯強、平均出席率8割前後の行事を、被告ら4人だけが揃って欠席する偶然確率は、概算で32/100000000なので、確率的に偶然では有り得ない。

3 20190512 午後、鈴木政治一家総出のつきまとい。 みなかみ町上牧3043の、私の田圃付近。

4 ★公然たる名誉毀損の答弁書

被告4人とは、鈴木通夫、小林時雄、鈴木政治、石井恵子。

①「今井豊は被害妄想、正常な人間では、考えられない」 ②「被害妄想も、はなはだしい限り」 ③「思考能力を疑わざるをえません」 ④「精神的疾患があると思えてなりません。」

● D II	近隣の石井恵子 菩提寺の世話を口実に3度の留守宅内侵入	C 事件の模倣犯 (99.99%以上)
★超敵対発言を重ねていたために人間関係が崩壊済だったこと 厚顔無恥 (1/1000000)		
屋内の必要が無いこと ポストで可 (1/200000) 世話を引継時に「他人に出入りされたくない」と告知済 (1/10) 「立入禁止」と玄関扉に大きく明示済 (1/10)		
C 事件との共通性(無意識を突く行為) (1/10) 私の事例紹介を妨害した当の行為であること(敢えて模倣) (1/10)		
★群馬県警沼田警察署の露骨な隠蔽 (1/100000000)		
1 牧島秀夫は執拗に★「非常識は犯罪ではない」の虚偽。 2 告訴状を受理拒否 受理資格は有るのに、「我々はそうゆう担当じゃないから署に出向け」		
石井恵子は「留守宅立入は当地では普通」と他の檀家らとの連名書を提出。 しかし自律権の侵害に部分社会の法理など通用しない。 社会通年の偽装。		
● E ヤフーショッピングでの4件の巨額なりすまし注文	4件の代引の巨額注文(計90万円)の短期集中(20170301～20170531)	(99.99%)
代引とは代金引換決済の略である。 現金払いなので、巨額注文自体が当然に稀であり、ましてそれが当店のような零細店に短期集中することは有り得ない。		
★1人目が受取拒否したため、残りの3人に支払方法の変更を打診したところ、3人とも連絡を絶った。 極めて不審		
4人とも代引(1/100) 4人とも多額(1/10000) 4人とも新規(1/100) 4人の注文が短期集中(1/100) 残りの3人とも打診後は応答無し(1/10000)		
こうした経緯から、共謀による狙い撃ちの営業妨害として民事提訴したが、訴訟の過程で、4件とも、なりすましであることが判明した。 既に故人、高齢、メールアドレス無し、行方不明など。		
いずれもヤフーメールからの注文だった為、ヤフージャパンに調査嘱託を依頼したところ、「個人情報だから答えない」との不審な回答だった。 犯罪に個人情報とは? 当事者性を無視。		
▼その他の嘘		
約14万円の実損 ①詐欺罪、②詐欺未遂罪、各「嫌疑不十分」		
● G みなかみ町 B 事件の訴えと自らの当事者性を無視 (99.99%以上)		
B 事件のハンターグループは町から受けた捕獲許可を濫用し、私の住所地区を狙って脅迫行為を重ねていたと思われる。 だから当然に町の関与が疑われる。		
★みなかみ町の当事者性(当り前の予見可能性) 町の有害鳥獣捕獲駆除隊員の場合や、捕獲許可を受けていた場合など、町から何らかの報酬を受けていた疑いが極めて強い。		
(1)加害者責任 町の非常勤職員であった場合は客観的加害者責任が、また、町の獣害対策センターの加担が有る場合は主観的加害者責任が有る。		
(2)任命責任ないし監督責任 脅迫行為を犯すような不適切な者を隊員に任命した責任。		
(3)許可者責任 脅迫行為を犯すような不適切な者に捕獲許可を与えた責任。		
(4)使用者責任 何某かの報酬を受けていた場合。		
①町内在住の獣友会員が町の有害鳥獣捕獲駆除隊員となっている例が全国的に多いこと、②当該発砲現場は町内の私の圃場であり、また、ハンターは通常、縄張りを持つこと、③リーダーの高橋和俊は町内在住の獣友会長で、私の近隣の今井育男の従兄であり社員でもあるので、村八分(D I 事件)との動機的関連も強く疑われること。		
(5)地域住民の安全確保責任 当該一連行為が私限りの脅迫だという保証は無いので、放置すれば他の町民も巻き添えになる惧れが有る。		
(6)徴税者としての監督責任 B 事件を捜査した★群馬県警沼田警察署の対応には誰でも当たり前に、法令違反と組織的隠蔽を感じるはず。		
▼その他の嘘		

★①ハンター達の当該発砲の違法性の認識と★②町の当事者性が当然の焦点。

● H	差別対価 1箱50円という実質マイナスの殺性的価格	ズッキーニ1箱(M10本)が箱代以下	独禁法違反	天文学的超高度の蓋然性
	I 私の価格、II 当地の価格、III 公正価格、の3つが常に乖離していたと思われる。	当地も常に巻き添え。	例えば、I 50円、II 300円、III 1,000円。	なお私の参入前は約700円。
	★価格の異常性	単純化のため、20170717と20170718に絞る。	なお被告は、利根沼田農協、東京シティ青果、東京青果、ぐんま県央青果である。	
20170717出荷分	I 東京大田の私の分50円、I 高崎の私の分100円、II 高崎の他家分イエロー200円、II 築地の他家分272円、III 公正価格は不明			
20170718出荷分	I 高崎の私の分50円、II 築地の他家分201円、III 公正価格は不明			
(1)★	一箱50円は、箱代53円よりも安い、実質マイナス価格。	当然に、統計上の異常値。	他の青果物を含めて、絶対赤字の実例は極めて稀有のはず。	
	★20170717の50円は、シティの272円という過去最低水準から、更に5.4分の1。	極端な一物二価で相対的にも異常値。		
(2)	生活防衛ラインを無視している点	(3) 極端な一物二価である点	同じズッキーニだし私の商品の品質に問題は無い。	だから市場の違いだけでは説明が付かない。
(4)★	価格差の偏在	私限りないし当地限りの価格差である。	前後の日や、被告3社以外の市場では出でていない筈。	
(5)	需給面からは説明が付かない	★年平均が私の参入前の半値以下になり、なおも下値を切り下げるつある状況	は極めて不審。	
(6)	ズッキーニの私の参入前のトレンドは年平均で約700円			
(7)	当地価格が常に不正である証拠	★私が指摘したとたん東京シティ青果が相場表の表示を中止	したこと。 隠蔽。	
20160728出荷分では、当地II 400円	に対し、シティのH.P.の相場表ではIII 1,080円	だった。 その大きな乖離を、私が農協に指摘したところ、間も無く相場表の表示を止めた。		
これでは私の訴えが筒抜けである。	長野産と群馬産の価格差トレンドは約1.5倍と推定され、この日の群馬産の公正価格は600～700円と推定される。			
(8)	★深緑嗜好による価格差は虚偽。	グリーンストスカの種の販売元のサカタのタネ・ヨシワラ氏は「価格差など聞いたことが無い」。	現にグリーンストスカの種の価格は特に安くはない。	
20170630トミザワ集出荷所長から「グリーンストスカは深緑ではない故に人気が無いので築地では受けない。」との通告が有った。				
なお、他の2市場からは通告が無かったのに、その後は同様の価格差が付けられている。	被告3社以外の市場では色に因る価格差は無い。		共謀を示唆。	
★ 東京シティ青果の出荷3年目での閉め出し通告は極めて不審	1年目は約600箱(3割)、2年目は約1,400箱(7割)のグリーンストスカを出荷済。			
★ 色毎の辻褄の合わない現象	20170710と20170717は、イエローとグリーンストスカ(モスグリーン)の価格が逆転している。	特に20170717は、イエローが4倍。		
(9) ★道の駅での不買運動(大量売れ残り)も差別対価	つまり被告らが品種の色のせいにしたものは、私個人に対する不買運動である。			
★ 20160727出荷分の農協の不審な出荷	私の分のMサイズ91箱だけを別積み・別市場へ。	個人を識別する必要無し。	偶然に箱数が一致する確率は1%以下	
▼その他の嘘				
★1箱50円の異常性に尽きる	★「産地毎に生産条件が異なるから価格も同様」、つまり、「差別対価という概念は無い」。	★判定基準無き欺瞞。	★2020公取も棄却	
★被告農協の販売受託者責任。	精算書の価格の公正。	①詐欺罪、②脅迫罪、③証拠隠滅罪、④犯人隠避罪、⑤信用毀損罪、⑥偽計業務妨害罪		

● H II	利根沼田農協による取引拒絶	訴訟提起を理由	虚偽告訴の冤罪	独禁法19条違反	(99.99%以上)
	①20190719 12:29利根沼田農協みなかみ集出荷所において、トミザワは、私の訴訟提起を理由に、私のナス32袋の出荷の販売受託を拒否した。				
	②20190719 13:20私の自宅からの通話において、同農協リスク管理室・イシクラは、私の訴訟提起を理由に、前項への抗議を無視した。				

Case-List-JPN 20240229

③20190919 16:00頃、同農協みなかみ支店金融店舗において、私が被告の準組合員への加入申込をしたのに、その後、不当な書面を郵送し拒絶した。

★★★★★利根沼田農協のあまりにも無理な論理の数々

私の訴えが定款第19条第1項第6号の「法的な責任を超えた不当な要求行為」に当る

★第一に、裁判は法的責任を超えない(論理矛盾)

なによりも、不当な要求だとする根拠が無い。

当然の差別対価を訴えただけ。

★第二に、定款の解釈の誤り

★★★★★裁判を受ける権利を侵害するのは自明。

同条文は、当り前に、行為の外形の問題である。

例えば、乗り込んで行って凄んだ場合など。

★第三に、未確定の訴訟なので理由にできない(論理矛盾)

普段は問題にしていない実態が全国的に公知である。

訴訟を口実にした差別。

★第四に、組合員資格の有無を問題にしたことは差別である

★第五に、そもそも私が同農協を脱退した原因はトミザワの偽計である

平成27年の夏頃、出資金がゼロでも出荷は可能の旨の発言。

▼その他の嘘

永年差別対価に加担しておきながら虚偽告訴の冤罪とは居直り強盗もいいところ。

①名誉棄損罪、②信用毀損罪、③偽計業務妨害罪

● I 人権相談所 偽計や虚偽を多用した4度の受付拒否

狂気の倒錯 (100%)

★★★★★フクダは3度も虚偽を用いて2度も受付拒否した。

★★★★沼田と前橋が申出の途中で打ち切り、その抗議も無視した。

★虚偽①発生場所が管轄外

規定では居住地と発生地のいずれでも可。

これは毎回直面する問題なので過失の余地は無い。 (0)

★虚偽②1年以上前の出来事は対象外

「継続する行為にあっては、その終了した日から」1年以内、という超重要な付帯条件の説明を洩らした (1/10000)

★虚偽③脅迫(精神的法益侵害)にも損害額が必要

答えないからと打ち切った。 規定には無い(トドコロの証言)。 (0)

★矛盾④自分の筆跡の経験則を無視し、被疑者を盲信

「筆跡が違う証拠は有るのか?」、「郵便局員は絶対にそんなことしない」、 有り得ない不公平。 (1/100000000)

★教唆⑤「だって私達が信じないと調査に入れないもん、そうだよね?」 ハラダへのこの発言は、申出人の前では場違い、また「私達」を12回も多用→侮辱と威力脅迫と隠蔽の同時教唆。

★★★「(トドコロ)貴方の態度も問題だから、フクダも感情的になったのだろう。人間だからしょうがない。侵犯性は無い。」 当然に治癒不可能 あまりにも無茶

★★★★★「検査には介入できない。調べられないから侵犯性が無い。」 いずれもも虚偽であり検査に例外無し。 調べないで侵犯性が無いは論理矛盾。

▼その他の嘘

★一審が1年以上も訴状を送達せず

★反射的利益論は国連答弁への背信。

● M 前橋地検と最高検

虚偽を用いた受理拒否

過度漠然の文面による差戻し

全訴訟の元凶 (99.99%以上)

I ★★「まだ事件性を判断する段階ではない」旨の虚偽を多用

それでは緊急性に対応できないので検査機関として成り立たない

(1/10000)

II ★★★過度漠然の同一文面で6度連続の差戻し

不備箇所が全く特定できない

(1/100000000)

抗議も無視

訴えは膨大な12訴状55罪

「犯罪事実が特定されていません」。

どこがどうなのか全く判らないから直しようが無い。

まさに妨害。

まさに職権濫用。

III ★ 「内部牽制用の特別(非常)ルートは無い」との虚偽を用いて、自分達への告訴を妨害

(1/100)

検査機関に限って、無い筈は無い。

▼その他の嘘

★一審が1年以上も訴状を送達せず

★反射的利益論は国連答弁への背信。

● N

国連人権理事会による通報の無視(条約違反かつ人権侵害)を法務省が無視

(99.99%以上)

★20180710～、UN・HRC(Human Rights Council)が、私の通報を3手段(EMS,e-mail,FAX)とも無視した。

これは確率的に100%故意である。

これは、UN・HRC resolution 5/1 of 18 June 2007に基く、「大規模かつ信頼できる証拠のある一貫した形態の人権侵害」の通報であった。

(1) 3wayの応対者は、其々異なる筈だから全て見落とす蓋然性は無い。 (2)書面による半年毎の審査なので、3年弱経過しており、未審査は有り得ない。

★審査済である以上、何も通知を受けていないので、同決議の106への違反である。

同第86項は、被害者志向やtimelyを謳っており、また、第106項は、通報の申立人が主要な各段階で審査状況に関する通知を確実に受けること、を規定している。

★この通報無視が人権侵害である以上は、その被害者である自国民の救済が必要なのは自明である。 または正措置の内容は国が自ら決定すべきものである。

それなのに、法務省広報室・不詳1と人権擁護局・不詳2はいずれも、①それは法務省ではない旨の虚偽を重ね、②通話途中で一方的に遮断し、受付拒否した。

▼その他の嘘

★★★被告国^の作為義務の内容と法的根拠が不明とは???

呆れ果てた白痴化。

★国連憲章には遵守義務が、自由権規約には救済義務が、其々明記されている。

★一審が1年以上も訴状を送達せず

★反射的利益論は国連答弁への背信。

● N 2 被告国 またも救済義務を無視

呆れた非国民扱い

対象はN事件とQ事件の判決と答弁

【訴えの要旨】 国連人権理事会が当該通報を無視したことは、条約違反かつ差別である。

よって、締約国かつ国籍国かつ当事国の日本に是正と救済を求める。

しかし、★N事件での訴えを無視した判決と被告国^の答弁は、★訴状の1年超未送達とともに、公然たる非人扱いである。

手続たり得ないことが自明過ぎる。

【請求の趣旨】 1 賠償請求 10万円(今回は試験訴訟である)

2 国連人権理事会の当該通報の無視が人権侵害かつ条約違反であることの確認を求める

3 日本国の条約履行義務と憲法遵守義務の確認

4 日本国の2項の人権救済の国家責任の確認

5 日本国の2項の人権救済の懈怠の憲法違反の確認

6 当該一審判決の無効の確認

【一審判決の要旨】 1は「特段の事情」は認められず、2ないし5は、危険又は不安が存在せず、権利義務ないし法律関係でもなく、6は、権利義務ないし法律関係ではなく、確認の利益が無い。

▼その他の嘘

★★★被告国^の作為義務の内容と法的根拠が不明とは???

呆れ果てた白痴化。

★★国連の違反と訴えの無視への判定が無い。

いずれも不法行為の前提。 論理矛盾。

● P 公衆浴場でイスの横取り10連発

そもそもどこにも前例の無い現象

つまり違法性は公知

(100%)

★平日の閑散たる公衆浴場で、席を立った際にイスを横取りされた。

しかも短期間(20181201～20190129)に10回。

①超閑散なのに、敢えて置いて在る椅子に座ろうとする人は居ないこと (1/10000)

②敢えて置いて在る椅子に座ろうとするなら、横取りにならぬよう細心の注意を払うはず (1/100)

根拠無く片付け忘れだと思い込まない

置いて在る物からも判るはず。

③横取りは超危険な人格否定行為なのは明らかであること (1/10000)

「お前を認めない」との侮辱、または、「お前を消すぞ」との脅迫。

当り前に紛争の火種となる

④★特に通報二回目の被疑者Bの場合は、片付け忘れだと思い込む余地は全く無い。

目の前のイス2つに対し、目の前の入浴者も2人

(偶発性0)

⑤一回目の通報以前に既に、延べ4回の訪問で、計8回続発していたこと。

なお、通報前の4年間は延べ約70回の利用で皆無。

加えて、毎回別人であること、**私限りの現象**であることなどから、★共謀して模倣することによる無言の威力脅迫であるとして群馬県警沼田警察署に訴えた。

★全国的に前例無し 当の風和の湯 (公)全国生活衛生営業指導センター (社)日本温泉協会 警察

▼その他の嘘

★★★★★全国的に前例の無い行為の続発に何も感じない狂気。 「本人が間違ったと言ってるから違法性は無い」(警察) お笑い。

● Q 前橋地裁の菅家忠行 私の5件の訴状を1年以上も送達せず。 当然の人権侵害 (100%)

前橋地裁民事第2部B係の菅家忠行裁判官は、私の計5件の訴状を、求釈明も事務連絡もせずに、この間の私の3度の書面による抗議をも無視して、1年以上も送達しなかった。

1 ★原告の権利と訴状審査権との相克。 ★時間の問題で必ず人権侵害となることは自明(訴状審査権の限界) 裁判を受ける権利ないし適正な手続を受ける権利

2 ★限界点の見極め尺度が必要。 ★被告のこの認識が焦点。

3 ★程度問題として1年超は侵害(無条件に手遅れ) ★時効期間3年の3分の1超。 ★必ず実害(機会損失) ★民訴規則60条の「30日以内の初回期日指定」の12倍。

4 ★5件とも日本初が示唆する害意 訴えが難解は無根の因縁。

5 ★5件とも止める必然性が無いこと 事情は其々異なるはず。

6 ★訴状審査の形跡無し 5件とも送達後は急速に結審、は経過に比し不自然。 また5件とも当り前の訴えを無視した棄却。

【一審の要旨】 ★権利の侵害ではないが利益の侵害である。 ★「特別の事情」は有るが、「不正または違法な目的」は無い。 他の職員らの監督責任や説明の義務は無い。

▼その他の嘘

★裁判長の権限を無制限に認めた結果、裁判を受ける権利を否定したこの判決はあまりにもセンセーショナル!!!

★見極め尺度抜きで判定した欺瞞!!! ★5件とも止める必然性 ★5件とも日本初の蓋然性 ★私の訴えの稀有な難解性(抗弁事実)。

● S 群馬県警の2被告訴人(知り得ない情報)が揃って7度連続 ★impossible occurrence (99.99%以上)

★群馬県警沼田警察署みなかみ交番の橋本誠と塚越幹は令和2年6月18日から7度連続で私の通報に対応した。 2人が被告訴人の告訴状Pの前橋地検への提出は令和2年6月15日。

つまりこれは、知り得ない情報を知っていることを仄めかして、「我々はこのように、お前を常時監視しているぞ」との私への無言の威力脅迫の害意を示した。

なおいずれの通報でも2人を指名してはいない。 これに気付いたのは4回目から。 両名の氏名を知ったのは、P事件の答弁書からである。

いずれ通報でも初めに受けたのは2人ではないので、同署ぐるみとしか説明が付かない。 特定の2人が7回連続する確率は、同交番の在籍者数に依存するが、同交番はかなり大きい。

● Y 前橋地検 全て不当な不起訴 元凶 当然に職権濫用 (99.99%以上)

【訴えの要旨】 ★Criminal-Action-Listの通り、多数の告訴が全て不起訴にされた。 ★常に合理的根拠が無い 訊ねても示さない。

★不起訴処分理由告知書(様式第119号)の不起訴裁定主文では、理由になり得ないこと。 過度漠然性により無効 そもそも用語相違

結果の分類名に過ぎないので社会通念上の「理由」になり得ない。 現に、告訴状の不備箇所が特定できないから直せない。 どこがどのように?

当然に、刑訴法261条の「理由」にもなり得ない。 再提出しても無駄。 100%妨害 いくら既成事実化しても無意味。 隠蔽する権限など誰にも無い。

● Z 最高裁 民事も刑事も全却下 黒幕 使命放棄 (99.99%以上)

【訴えの要旨】 ★事実審未済(司法拒絶)の訴えを無視して、規定に該当しないとしてA事件の両申立てを却下したことは、終審裁判所の使命(憲法81条)違反である。

最高裁は原則法律審であるが、この場合の事実審放棄は許されない。 なぜなら事実審未済が確定してしまうからである。

★両申立とも規定に該当しない旨は虚偽である。 なぜなら隠蔽は必ず法令違反である。 もし隠蔽が摘発できなければ制度瑕疵である。

●(1) **主要マスコミが私の告発e-mailを一斉無視(20090225頃)** ★impossible occurrence (100%)

★叔母の殺害から5日後の20090225頃、"ビッグスクープ!!!警視庁による脅迫殺人!!!"と題したe-mailが全て無視された。 三大新聞社、週刊朝日、春秋社、新潮社、警察庁、人権相談所。

●(2) **包囲網による不買運動を示すタクシー乗務員時代の2データ** ★不都合な真実 (99.99%以上)

★①所属タクシー会社(約300台)の平均売上が10%以上の変動幅で私の出番日と連動して下落する現象(2007年から2008年前半) (1/100000000)

当時の状況はA事件に記述の通り、★顔パスが私にだけ一乗務20回以上。 やがて首都圏の夜の街全体が大不況に陥った。 当時の日本のGDPにも影響した筈である。

★②常に異常に低い実車率(特に2009年) 実車率とは全走行距離のうち、**乗客を乗せて走った距離の割合**であり、**売上高に概ね比例する**。 個人差はあまり無い。

特に退職に追い込まれた2009年の落ち込みは酷く、**平均の3分の1以下**の日が続いた。 これは業界の常識として、有り得ない数字である。 (1/100000000)

●(3) **所属タクシー会社の2度の死亡事故(2008~2009年)** 模倣による神風特攻 ☆保有台数は約300台 (99.99%以上)

★私が勤めていた3年間に、2度の死亡事故が起き、計3台の単車の、2人が死亡した。 2008年12と2009年07 目的は私を会社に居辛くする為と思われる。

★①1952年の創業以来死亡事故ゼロの会社に突如、死亡事故が起こる確率(1/10000) ★②直進の単車と右折のタクシーの衝突(右直事故)の確率(1/10)

★③同型の死亡事故が短期間に繰り返す確率(1/10000) ★特に**二回目は一台のタクシーに2台の単車が衝突**するという凄惨な形だった。

私の叔母の殺害は、一回目からわずか2ヶ月後であり、一回目への逆恨みによる報復の可能性も有る。 「私の居る会社に殺されたから?」

右直事故というのは右折する側の進路妨害なので、ほぼタクシー側の全面過失である。 それを承知の上で、このような強引な右折をする乗務員は、昔から稀には居たと思われる。

しかし、誰しも命が惜しいから、それまでは単車側が敢えて突っ込みますに遠慮していただけ。 つまり両事故は単車側が敢えて突っ込んだもの。 このあたりは業界人なら直感する筈。

●(4) **身辺での有り得ない音の数々(2015年~)** 全て非日常生活音 ★impossible occurrence (100%)

○日常生活には有り得ない音 ★各種ストーキ音(レーザーガン?) 架空の動物の鳴き真似 オドロ音 カサパタ音 陰陽(ピー)音

○状況的に有り得ない音 長過ぎる飛行機 真上のUFO 真上で止まるヘリ 無音状態から10秒で私の前まで来る重機 地震でもヘリでも飛行機でもない窓ガラスの激振

○意図的な音 ユンボのバケットでの除雪 側溝の蓋の上を車で渡る音 ノック音 排気ブレーキ音 奇怪なクラクション ドン音

○その他の不審な音 ★銃声 ★発砲音 ★ハンターの合図の声 ★深夜の空缶 薄明のご帰還車

●(5) **他県ナンバー車の日常的徘徊(2017年~)** デモ行進 他府県ナンバー一覧表(吉平~大沼 片道約3km散歩中201801~) (99.99%以上)

石神峠まで片道約3kmの散歩の間に、平均10台以上の他県ナンバー車が通りかかる。 当地は、行き止まりに近い、群馬の奥地である。 ★ルートとして選択する必然性が無い。(1/10)

一昔前は皆無だった。 この県道・道木佐山線は信号は少ないが、沼田市への遠回りで、しかも高低差の激しい峠越えなので、特に雪道は地元民でも通りたがらない。

しいて言えば、川場村と旧水上を結ぶぐらいで、近くに有名スポットは無く、どこかへの近道でもない。 このルートがカーナビに表示されるのは本当か? メーカーもグルではないか?

Case-List-JPN 20240229

●(6)	常時監視の気配・陰口・パソコン作業内容(2006年～)	仕組みは不明	24時間365日	(1/100) (99.00%)
●(7)	ネット囲碁でのバッシングの嵐(2006年～)	つまり、 とっくに世界的包囲網	(99.99%以上)	
	対戦を申し込んできた相手から次々にキャンセルされ、一度も対戦できない日もよく有る。	(1/100000000)		
	また、そもそも対戦申込が入って来なくて、一度も対戦できない日もよく有る。	これはおそらく私をブラックリスト登録しての自動回避機能である。	普段は毎分ペース	(1/10000)
	つまりTYGEMで言えば、平均2万人居る 全員が私をブラックリスト登録しているものと思われる。	私にはもちろん登録されるような非行は無い。		
	★また、 同じ人がキャンセルを繰り返すこともよく有る。	これは確率的に有り得ない!!!	自動対局機能では平均三千人への順次申込になり同じ人に当る確率はまず無い。	
	★つまり1回当り一万ポイントかけてまで、 手動で私を狙い撃ちしている ということ。	(1/100000000)		
	また、 <u>私が高段者同士の観戦を始めると、とたんに中止してしまうことも多い。</u>	また対戦開始直後のキャンセルなど、非行も多い。		
	東洋囲碁(TYGEM)でもKGSでもYahooでも皆同様だった。	★ 何度IDを変えても無駄だった。	東洋囲碁(TYGEM)は中国・韓国・日本人主体であり、KGSは欧米人主体。	
	なお、 直近のKGSで、「貴方のIDでlog-onしている人が居ます というメッセージが表示されたことがある。	画面コピーし損ねた。		
●(8)	包囲網による不買運動を示す道の駅での大量売れ残り(20190830～20190910)	私の名前への不買運動		(100%)
	道の駅・みなかみ水紀行館で、 <u>私の出荷したナスが、8月末から突如、売れ残りが激増し始め、9月7日には連日40袋強(出荷数の約7割)に達した。</u>			
①	★ 価格現象として異常である	小売値が300円 近い中で、 私は常に100円の超激安。	市価の三分の一	★ 置場や置き方のハンデを補って余りある。
②	★ 私の分だけ売れ残る	価格は激安、品質も勝るのに、★ 販売シェアは20%以下 なのに、 返品シェアは80%以上		
●(9)	ネット世界の無視 = 世界中が共犯	誰も居ない地球	impossible occurrence!!!	(100%)
	私の告発投稿はそれぞれ当然にセンセーショナルである。	それなのに何一つアクションが無い。	Facebook、Instagram、Twitter、LINE、Google blog、etc.	